

選挙をあきらめない！選挙権を無駄にしない！

—京都大学に学ぶ私たちも、選挙への備えを—



今年7月に予定されている参議院選挙、有権者資格の下限年齢が20歳から18歳まで引き下げられます。そのことは、きっと既にご存じですよ。

それでは、たとえ18歳以上であっても、選挙権を行使できないことがあるのをご存じでしょうか？

わたしたち「自由と平和のための京大有志の会」は、京大生が自ら意図しないまま選挙権を無駄にすることになってしまわないように、選挙への備えを呼びかけます。

これを読む人の中には、「選挙なんて…」と思われる方もいるかもしれません。投票が締め切られた瞬間に「出口調査」に基づいて「当選確実」が出たりするのだから、自分の1票だけでは世の中は変わらない…。そう感じたとしても、不思議ではありません。

ですが、政府・与党による憲法「改正」方針にしても、消費税にしても、安保法制にしても、これを読んでいる全ての人の現在と未来を否応なく左右します。さらに、今はまだ選挙権のない子ども・赤ちゃん、そして、将来生まれてくる子どもたちの未来に対して、私たちが「大人」としての責任を分け持っていることも思い起こしてください。また、私たちの周りには日本社会への永住資格を認められながらも選挙権を認められていない在日外国人の方がいます。この国の行く末にかかわる、その人たちの願いや不安も自分に託されているのだと考えてください。

選挙をあきらめない。選挙権を無駄にしない。

そのために、みなさんが今から選挙への備えをされることを呼びかけます。

自由と平和のための京大有志の会



「知識と感覚と行動とをつなぐ回路をどのようにして
自分の中に設計できるか。」

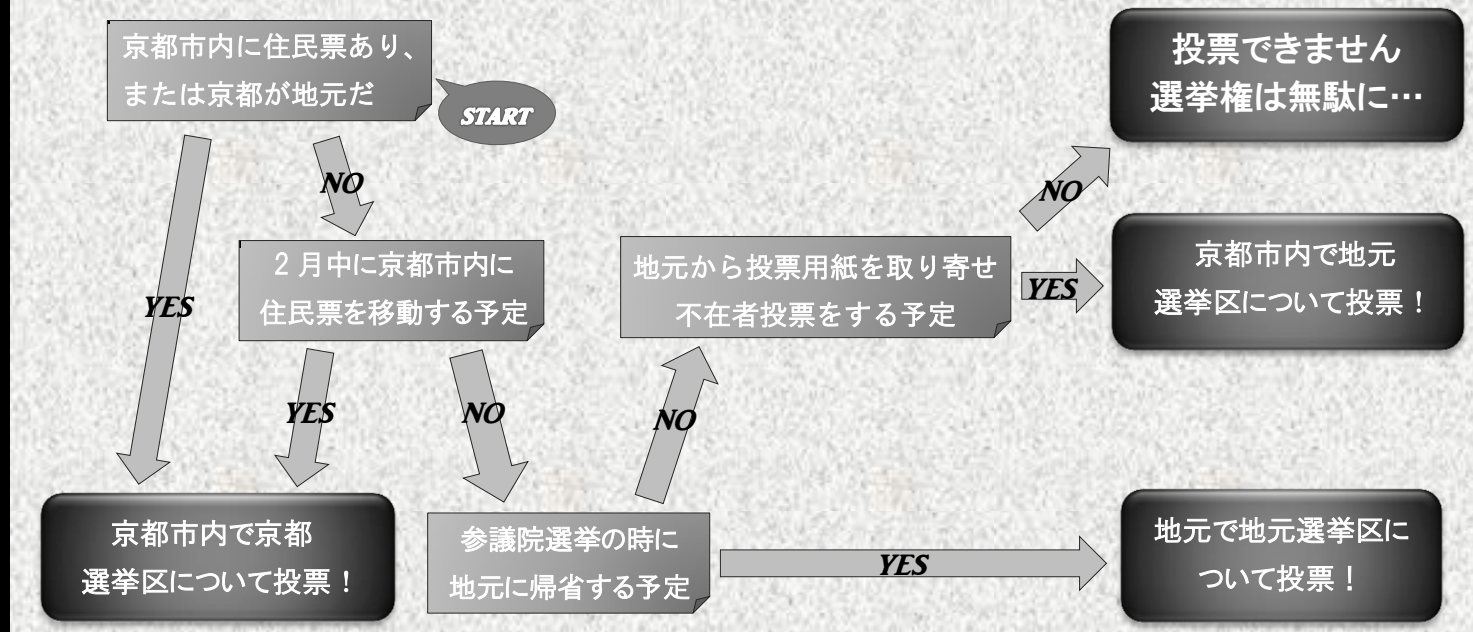
そういう回路の見とり図をかくことだけでなく、
実行の方向にふみだすことが大切だ。

知識と感覚・行動が絶縁している場合、人は、
大局的に見て権力者のいうなりにあやつられる。」

——鶴見俊輔

選挙権が無駄にならないかを判定するためのフローチャート

—京都市内に居住する学生向け—



Q. 選挙権を行使できないのは、どのような場合でしょうか？

- 現在は京都市内の寮やアパートに住んでいるけれども、実家のある地元に住民票を置いたままの場合、

京都市では選挙権を行使できません。ですので、投票日前後に地元に戻る、あるいは京都で不在者投票を行うことが考えられます。不在者投票のためには、地元の選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せなくてはなりません。<http://www.city.kyoto.lg.jp/senkyo/page/0000073939.html> この場合、自治体によっては、地元での居住実績が選挙権行使の条件として問われることもあります。

- 京都市に転入届を提出して住民票を移せば、京都市民として選挙権を行使できるのでしょうか？

もちろん、そうです。ただし、選挙の直前になって移したのではダメです。転入届提出から3か月以上経過した登録日になってようやく選挙人名簿に登録されるという規則があるからです。

(転居後3ヶ月以上を経っていない18歳・19歳の若者について、地元での選挙権を認める公職選挙法改正がこの1月末に国会で可決されましたが、この場合にも実家に戻るか、不在者投票が必要です。)

※今年の参議院選挙直前の登録日は6月2日、実際には選挙日程に合わせた登録日も設けられるのでもう少し後でも大丈夫なはずですが、選挙の日程が前倒しになる可能性も否定はできず、また、確実に登録するために、選挙予定日の3ヶ月以上前、すなわち2月中に京都市内に住民票を移すことが必要です。<http://www.city.kyoto.lg.jp/senkyo/page/0000072769.html>

住民票を移した場合に、実家のある地元での成人式の案内状が来ないのではないかと心配をする方もいるかもしれませんが、成人式に関わる対応はフレキシブルであり、たとえ住民票を移したとしても、地元の市町村の住民課等に連絡をすれば大丈夫です。<http://住民票.com/?p=141>

選挙の時に実家に戻ることもできず、不在者投票にかかわる投票用紙を取り寄せることもせず、2月中に京都市内に住民票を移していない場合には、たとえ18歳以上であっても、選挙権を無駄にすることになりかねません。どうか注意してください。

